

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

京都市長

市町村名 (市町村コード)	京都市 (26100)
地域名 (地域内農業集落名)	京北・左京山間地域 (【右京区京北】(黒田地区)灰屋、上黒田、宮、下黒田(山国地区)小塩、井戸、大野、比賀江、中江、塔、辻、鳥居、下 (弓削地区)上中、下中、下弓削、塩田、井崎、田貫、上川、下川、十一、沢尻、筒江(周山地区)宇野、西、漆谷、熊田、下熊田、宮坂、橋北、橋南、魚ヶ淵 (細野地区)余野、下、長野(宇津地区)柏原、弓楯、栃本、中地、明石、上浮井、下浮井、栗生谷【左京区】広河原、上の町、中の町、下の町、宮の町、川合町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

高齢化の進展、及び後継者・担い手の不足が特に顕著である。また、山間地域であることから、有害鳥獣による農作物被害が多く、その対策に係る物的・時間的コストが大きい。さらに、水路や井堰等の農業用施設も多く、老朽化が進んでいることが課題である。なお、各地区の状況等は以下のとおりである。

【地域の基礎的データ】

農家戸数：1, 179戸、主な作物：水稻、白大豆、黒大豆、ブルーベリー、京北子宝いも、そば、ねぎ、とうがらし、紫ずきん、水菜、小豆、かぶ、みょうが

<黒田地区>

当地区では、高齢化が進んでおり、離農者の増加や後継者不足により、遊休農地の増加が危惧される。また、農地所有者の死亡や農地の売買等により、不在村地主が所有する農地が増加しており、地域組織の運営に大きな障害となっている。

<山国地区>

当地区では、高齢化が進んでいる。現在は、農地所有者に加え、若手の担い手農家や法人が中心となり、ほ場整備した水田は有効に利用されている。しかし、農地所有者本人の高齢化が顕著であり、遊休農地の増加が懸念されることから、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民を交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

<弓削地区>

当地区では、高齢化が進んでおり、後継者不足も深刻化している。また、離農を検討する農地所有者も多く、遊休農地の増加が危惧される。今後も、継続して農地利用を図るには、農地所有者や担い手農家が連携し、地域全体で農地を利用・管理していく仕組みの構築（集約化など）が喫緊の課題である。

<周山地区>

当地区では、高齢化が進んでおり、後継者不足も深刻化している。農機具の共有化・農作業の共同化などを行っていた地域もあるが、耕作者も減少しており、遊休農地の増加が危惧される。新規就農者など、新たな担い手農家の確保が喫緊の課題である。

<細野地区>

当地区では、高齢化が進んでいるものの、後継者が兼業農家として農地保全を行っている。しかし、当地区からの転出や絶家等により、耕作者は年々減少しており、今後、遊休農地の増加が懸念される。若手の担い手農家や農業関連法人等の確保により、地域農業の活性化を図る必要がある。

<宇津地区>

当地区では、高齢化が進んでおり、後継者不足も深刻化している。新規就農者の確保・育成を進めるとともに、分散する担い手農家の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

<左京山間地区>

当地区では、高齢化に加え過疎化が進んでおり、耕作農地の減少が進んでいる。地域の担い手農家の耕作面積の拡大と新規就農者の確保に取り組んでいるものの、当地区の農地は区画が小規模で、農作業が効率的に行えないという課題がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後、農地所有者の高齢化や後継者不足により農地や農業用施設の維持管理も困難になることが予想される。現在の耕作者による農地利用を基本としつつ、耕作放棄地等の発生の抑制や農地の効率的な利用を図るため、新規就農者の確保・育成に取り組み、認定農業者及び認定新規就農者など担い手農家への農地集積・集約化を進める。また、地域組織等が主体となり、有害鳥獣対策や農業用施設を適切に維持管理することで、営農環境の維持を図る。さらに農地所有者や新規就農者、担い手農家に加え、地域住民や企業や移住者など多様な参加者が様々な形でかかわり農地の効率的かつ有効な利用を目指す。

<黒田地区>

遊休農地の増加を抑制するため、地域組織による保全管理を実施する。また、農地を有効に利用できる担い手農家の育成を図る。

<山国地区>

地域の主要作物である水稲については、化学農薬及び化学肥料の使用量の低減による栽培を段階的に増やし、有利販売を目指すとともに、省力化を図るためスマート農業の導入を進める。また、地域組織とも連携し、担い手農家への農地集積・集約化を促進する。併せて、水稲以外にも地域の特性にあった作物の導入や新規就農者の確保・育成も積極的に行う。

<弓削地区>

地域組織を中心に、新規就農者の確保、農機操作オペレーターの育成に努めるとともに、農作業の効率化を図るためにスマート農業の導入・老朽化した農機の更新を進める。また、地域組織への農作業受委託の活用や認定農業者など担い手農家への農地集積・集約化など、農地の有効利用を図る。

<周山地区>

現在の耕作者による農地保全を維持するとともに、新規就農者の確保・育成や農地中間管理機構による効率的なマッチング等により、地域内外から農地を有効利用する担い手農家の確保を行う。

<細野地区>

地域内の中核的な担い手農家への農地集積・集約化を進めるとともに、当地区への転入者（農業の後継者を含む。）を増やし、安心して地域に住めるよう一定収入が確保できる持続可能な農業を構築していく。

<宇津地区>

大規模に水稲栽培をしている担い手農家への農地集積・集約化を図り、効率的な農地の利用を進める。また、水稲栽培の取組と並行して、有機野菜の栽培を段階的に広めていき、地域と担い手農家が一体となり農地の有効利用を図る。

<左京山間地区>

新規就農者など、新たな担い手農家の確保に向け、米の販売手法の検討や新たに特産品化できる作物の検討など、一定収入が確保できる農業を構築していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	530 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	530 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の耕作者の農地利用を基本としつつ、農地所有者と担い手農家の意向を踏まえ、認定農業者や認定新規就農者など担い手農家への農地集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地所有者や担い手農家の意向等を踏まえ、段階的に農地中間管理機構等の活用を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地所有者、地域組織の意向や担い手農家のニーズを十分踏まえ、必要に応じて大区画化及び凡用化のための基盤整備事業の必要性を検討する。また、老朽した農業用施設について定期的な点検や補修を行い、必要に応じて順次、改修等を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の農業に携わる組織が連携し、栽培指導や農業用機械のレンタルなどの支援や農地の流動化を高める取組など、相談から定着まで切れ目のない取組を展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農地所有者による管理が困難な農地については、地域組織や既存の団体への農作業受委託を活用できる体制を維持し、遊休農地の発生を抑制する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防護柵を設置するとともに、関係機関と連携し、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。
- ②化学農薬及び化学肥料の使用量の低減による栽培を中心とした水稻生産等を段階的に進める。
- ③地域として、担い手農家が進めようとするスマート農業の取組に協力するなど、地域の農業に携わる者が連携し、スマート農業の導入を進める。
- ④水稻作に活用される見込みがない農地については、農地の利用状況を考慮しつつ、畑地化を推奨していく
- ⑤農地の高収益化を図る観点から、果樹栽培を振興するとともに、果樹を栽培する農地の団地化を図る。
- ⑦関係機関と連携し、適正な農地の維持管理を継続するとともに、遊休農地の発生を抑制する。
- ⑧担い手農家等の利用状況等を考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の効率的な利活用を進める。

注:本様式における数値は「京都市農林統計資料」から引用